四　国際獣疫事務局に加盟している全ての国又は地域を原産地とするめん羊又は山羊の胃、下垂体、肝臓、胸腺、毛、血液、結合組織、甲状腺、硬膜、骨格筋、三叉神経節、子宮、松果体、心臓、腎臓、膵臓、精巣、脊髄、脊柱、胎子組織、胎盤、唾液、唾液腺、胆汁、腸、頭蓋骨、軟骨組織、乳、乳腺、尿、脳、脳脊髄液、肺、背根神経節、脾臓、皮膚、副腎、糞、扁桃、骨、末梢神経、眼、卵巣又はリンパ節に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来する獣脂派生物

五　国際獣疫事務局に加盟している全ての国又は地域を原産国とするめん羊又は山羊の毛に由来するものであって、4で定める要件のいずれにも該当するものに由来する毛派生物

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の規定による承認を受けている動物用医薬品等又は法第十四条の九第一項若しくは第二十三条の二の十二第一項の規定による届出を行った動物用医薬品等であって、本告示による改正前の動物用生物由来原料基準に適合しているものについては、この告示の施行の日から一年を経過する日までの間は、法第五十六条第五号（法第六十条において準用する場合を含む。）、第六十五条第四号及び第六十五条の六第三号の規定（動物用生物由来原料基準に適合しない場合に限る。）は、適用しない。

○農林水産省告示第千六百七十三号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月一日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び宮城県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十七年二月十九日農林水産省告示第三百七十号の規定は、平成二十八年産の水稲、陸稲及び麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十七年以前の年産の水稲、陸稲及び麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千六百七十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条第三項及び第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法第百三十四条第三項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の農林水産大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月一日　　農林水産大臣　林　芳正

第一　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の一部を次のように改正する。

表宮城県の項を削る。

第二　平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の一部を次のように改正する。

表岩手県の項の次に

宮城県	第一区分　法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分　法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第三区分　春蚕繭
	第四区分　初秋蚕繭
	第五区分　晩秋蚕繭

を加える。

附　則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号及び平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十七号の規定は、平成二十七年産の農作物及び蚕繭について適用するものとし、平成二十六年以前の年産の農作物及び蚕繭については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　横浜国際港都建設計画公園事業四・四・百三号　鶴見花月園公園

三　事業施行期間　自平成二十七年七月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　鶴見区岸谷三丁目、鶴見一丁目及び東寺尾東台地内

使用の部分　なし

○国土交通省告示第八百二十三号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表二の項を次のように改める。

二　近畿運輸局長	「奈良市域交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
三　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで
四　九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで
	「大分市」	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで

第五条の表六の項中「、「奈良市域交通圏」」を削り、同表七の項中「「広島交通圏」、」を削り、同表九の項中「「大分市」」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。